

場面对応型指導事例集

[改訂版]

著作権教育 5分間の使い方

この資料の使い方の例

この資料の中からそれぞれの先生方が使いやすいと思うページを1ページでも2ページでもコピーして、指導の日誌などにいつもはさんでおき、もし、教室などでの子どもの活動の場面で思い当たったときに、声かけの際の手持ちメモとして活用してみてください。



この資料のすべてについて、自由にコピーして結構です。

文化庁著作権課

はじめに

この資料は、小学校、中学校及び高等学校において、各教科はもとより様々な教育活動が展開される過程で、子どもたちが著作権に関することに触れ、他人の権利を尊重することなどについての関心を高め、理解を深めるための「きっかけ」の例を紹介するものです。

著作権を授業等の中で中心的に取り上げるのではなく、子どもたちの活動の中でトピックスのように扱いながら、権利の尊重や文化的所産の大切さについて考えることができるような場面を想定しました。

内容は、それぞれの場面ごとに次の内容で構成されています。

- ① 各教科等の学習における子どもたちの活動場面
- ② 問題提起・話題提供の例(子どもたちに考えさせたいポイント)
- ③ 教師のための解説
- ④ 子どもたちに対する解説例

なお、本書で紹介した各場面は、小学校、中学校及び高等学校の先生にご協力をいただきながら設定しましたが、これらの場面にとどまらず、各学校の様々な活動を通じた多くの場面で著作権に関することに触れていただければと思います。

学校では、総合的な学習の時間をはじめ様々な場面において、子どもたちが主体的に調べる学習活動が活発に行われることが想定されます。著作権法では、そのような活動についてもできるだけ自由に利用できるよう、了解を得る必要がない範囲が拡大されていますが、文化や権利といった財産を尊重することについては適切に指導していただくようお願いいたします。

また、さらに著作権に関する基本的な情報が必要になれば、文化庁ホームページに「著作権制度の概要」を解説した記事等を掲載していますので、ぜひ参考にしてください。

(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/>)

著作権に関する指導にあたって

本資料に掲げている場面での指導にあたっては、詳細な著作権法の規定などに触れることにこだわらず、子どもたちの発達段階に応じ、

- ① 人がそれぞれの思いを込めて創作した作品を尊重する気持ちをもつようにすること
- ② 他人の作品を勝手に使うのではなく、了解を得て使うことが必要なことに気づかせること
- ③ 他人が創作した作品を利用するとき（特に、個人的な利用を越えて利用するとき）には、自分の作品が同じように使われたときにどう思うかということを考えてみること
- ④ 他人の了解を得るということは一種の契約であり、それは社会のルールであることを理解させること

などをねらいとして話しかけてみてください。

また、子どもたちの状況の把握にあたっては、教師と子どもたちの間又は子どもたち同士の対話などを通じて、例えば、

- ① 自分のものと他人のものとの区別ができているか
- ② 相手の了解を得る必要がない場合であっても、作品の価値や作者の心情を認めることができるか
- ③ 他人の作品を丁寧に扱うことができているか
- ④ 芸術的・文化的所産を大切にすることと、権利・義務との関連に気づくことができたかなどの観点から子どもたちの活動を観察するなどしてください。

これらの観点からみて子どもたちによりよく身についた点については、話しかけや連絡帳・通知表へのコメント記入など適切な方法で子どもたちに伝え、著作権についての意識や理解などが一層深まるように働きかけることが大切です。

場面目次

国語の授業で
社会の授業で①
社会の授業で②
算数の授業で
理科の授業で①
理科の授業で②
音楽の授業で
図画工作の授業で
美術の授業で
体育の授業で
技術・家庭、情報の授業で
家庭の授業で
道徳の授業で
特別活動(学級活動・ホームルーム活動)で
特別活動(学校行事)で①
特別活動(学校行事)で②
特別活動(生徒会活動)で
総合的な学習の時間で①
総合的な学習の時間で②
夏休みの課題提出で

各場面の右上には学校種別を記していますが、これは場面で採用した事例から適当と思われる発達段階を便宜上示したものですので、必ずしもこの種別にとらわれる必要はなく、子どもたちの実態や活動場面に応じて活用してください。

この事例集で教科等ごとに紹介した場面は、必ずしもその教科等でしか活用できないものばかりではありませんので、示された教科等以外でも類似の場面があれば工夫して活用してください。

各場面の【教師のための解説】の欄には、作者(著作権者)の了解が必要である旨を記載しているものがあります。これらの了解の手続きについては、一般的には必ずしも文書で処理する必要はなく、口頭でも有効ですが、利用の範囲や方法その他の条件について後日の紛争を避けるためには、文書で明確にしておくほうがよりよいでしょう。団体が著作権を管理している場合には、一定の書式が定められているケースがあります。



国語の授業で

先日実施した校外学習(遠足、修学旅行)で印象に残ったことについて、国語の授業を利用して俳句にしてみることにしました。

多様な作品が発表されましたが、中にはよく似たものもありました。



A子さんとB夫君は同じ班で
歴史公園に行ったんだね。
俳句はよく似ているけれど、
A子さんとB夫君はそれぞれ
何に感動したの？

教師のための解説

俳句や作文は自分の思いをつづったもので、小説や歌詞などと同様に著作物です。
また、子どもが作った作品であっても、著作物を創った人には著作権が生まれます。

A子さんとB夫君の俳句がよく似ているとしても、それぞれの思いに基づく表現であれば独自に創作されたものですから、著作権の侵害にはなりません(どちらかが意識的に他人の作品を自分のものとして偽るような場合には、多少の違いがあっても著作権の侵害とされる場合があります。)

学習の過程では、優れた作品を見本にするなどして技法を身につけることがあり、このような学びは大切ですが、他人の作品のよさを感じてその影響を受けながら自己の感性や技術を内面的に高めることと、他人の作品自体を自分のもののように利用するために単に模倣することとは異なります(例えば、画風やテクニックは著作物ではありませんので、その方法や技術を真似することは著作権を侵害することにはなりません。)

他人が気持ちをこめた作品を、よくできているからといって断りなく自分の作品であるかのように発表することは、相手の気持ちを傷つけることになることに気づかせるようにしましょう。

A子さんとB夫君の俳句はよく似ているけれど、感動したところは違うし、真似をしたんじゃないんだね。
みんなも自分が感じたことを自分で工夫して表現してみよう。





社会の授業で①

社会科の調べ学習で、地域の環境問題について調べたことを壁新聞にして発表することにしました。

新聞、百科事典、インターネットなどで調べたり、リサイクル施設の人に聞いたりして子どもたちが主体的に取材するよう指導しようとしています。

仕事をしている人に
聞いた話を録音したい
んだけど…。

新聞や百科事典の
コピーをしていい
のかな？

インターネットの
記事や写真をプリント
して壁新聞に貼っても
いいですか？



教師のための解説

子どもたちや教師が授業の過程で使うために、新聞、百科事典、インターネット上の情報をコピー（インターネット上の情報をプリントアウトすることもコピーです。）する場合は、作者（著作権者）の了解を得る必要はありません。

授業の過程以外でも、個人的に学習するためにコピーする場合は作者（著作権者）の了解を得る必要はありません。

ただし、これらの複製をしながら作成した発表資料などをさらに複製して学校外に配布したり、学校ホームページに載せたりする場合は、その時点で個人的に楽しむため、あるいは授業の過程で使うためという目的をこえますので、作者の了解を得ることが必要になります。

新聞記事などをコピーする場合は、本当は作者の了解が必要だけど、みんなの調べ学習のためならそのつど連絡する必要はないんだよ。けど、インタビューを録音するときには礼儀として相手に目的を説明しておく方がいいね。

それから、コピーしたことや聞いたことを壁新聞に載せるときには、調べた内容をグループでよく話し合って、自分たちの言葉でまとめたから、元の記事や発言と区別できるように載せよう。





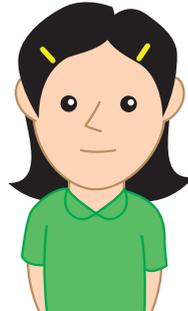
社会の授業で②

社会の教科書に掲載されている歴史上の人物の肖像画や写真に、めがねをかけさせたり、ひげを生やしたりしていたずら書きしている子どもがいます。

教科書は大切に使わなくちゃいけないな…。



偉い人も悪そうに見えちゃうよ。



〇〇先生にそっくりだ。



これじゃあ誰だかわからないね。



教師のための解説

肖像画や写真も著作物です（ただし、モデルや被写体については、著作権ではなくいわゆる「肖像権」という概念で、人格的利益や財産的利益が保護されます。）。

歴史上の人物の肖像や写真の場合、保護期間が過ぎて著作権が消滅している場合も多いと思われます（保護期間は、原則として、作者の死後**70**年後までです。）。

しかし、了解を得なければならない期間が経過した後でも、その作品の作者の意に反した改変をされない権利（同一性保持権＝著作者人格権のひとつ）は侵害してはなりません。

子どものいたずら書きですから、罰せられるような違法性はないと考えられますが、他人の作品や作者の権利を尊重する意識や態度を育てるようにしましょう。

自分が描いた絵にいたずら書きされたらどう思う？





算数の授業で

これまでに習ったことを使って自分で問題を作らせ、それを明日クラスみんなで交換して
 解きあうことにしました。

わたしは学校のそばに
 ある池のおよその面積
 を測る問題を作りたいな。

難しいなあ。
 ドリルから文章題を
 写しちゃえ。

四角い穴のあいた
 立方体の体積を量る
 問題を作ろうかな。



教師のための解説

公式や計算問題は著作物ではありませんので、それをコピー（複製）することなどについて誰かの
 了解を得る必要はありません。ただし、文章題の場合、作問者の思想・感情を創作的に表現したもの
 として著作物に当たるものがあります。

また問題の解き方や計算の練習方法のアイデアは著作物ではありませんので、そのアイデアを
 使うことについて誰かの了解を得る必要はありません。

こどもが文章題の著作物を作成した場合、その文章題については子どもに著作権が発生します。

問題を考えて作るって大変だね。
 自分が作ったものや他人が作ったものには、苦心が込められて
 いるんだね。





理科の授業で①

今夜、有名な科学者の発明の苦勞を描いたドキュメンタリー映画がテレビ放映されます。理科の題材にも関連するので、できればその番組を見ておくよう、子どもたちに話しました。

あの映画はビデオにもなってるよね。ぼく、見たことあるよ。



先生がビデオに録画して、明日の授業でみんなで一緒に見ればいいのに…。



教師のための解説

映画やドラマも著作物ですので、原則として作者に無断でコピー（録画）することはできません。家庭内で個人的に楽しむためであれば、無断でコピーしてもよいのですが、授業で子どもたちに見せると、個人的に楽しむ範囲をこえることになります。

授業の過程で使用することを目的とする場合には、担任教師がコピーをすることも無断でできます。ただし、その教師が行う授業に必要な範囲に限られるため、いつでも誰でも利用できるように校内ライブラリー化することや自習時間に鑑賞させることを目的として番組全編を録画することなどは、通常認められません。

ビデオ化され、市販されている作品などを複製することについては、授業のためであっても、権利者の利益を害するとされる可能性もあります。

無断でコピーができる場合でも、必要と認められる範囲に限られること、また、担任する教師の授業の過程での使用に限られ反復継続的に使用できないことなどを考慮すると、教育上好ましい作品であって市販のビデオがあるならば、それを購入して授業に使用することがよいでしょう。

映画やドラマの製作には多くの人関わっていることや、ビデオ、放送など様々な方法で自分たちの手元に届く仕組みについて考えてみるようにしてください。

明日の授業は、録画してみんなで見るのもいいけれど、テレビで見た人が見られなかった人にわかりやすく説明したり、見た人同士で感動したシーンの感想を話し合ったりするので、楽しみにしていてね。





理科の授業で②

春から続けてきた植物の観察日記がひととおり終わろうとしています。
一人一人いろいろな工夫がされており、子ども同士で比べてみるのも勉強になると思います。

この花がどんな地域で咲くのかという分布地図をインターネットで見つけたから、その地図を貼っちゃった。

ぼくは図鑑の写真をコピーして、うちで咲いた花と比べたんだ。

この絵、失敗しちゃったから、一度うちに持って帰って、お兄ちゃんに描き直してもらおうかな…。

みんな長い間よく観察したね。それぞれ見方や感じ方が違っているよ。その違いを比べるために、みんなのものを掲示板に貼ってもいいかな？



教師のための解説

子どもたちが作成した観察日記も著作物であり、子どもたちに未公表のものをたくさんの人に提示してもよいかどうかを決める権利（公表権）があります。

先生に提出した観察日記等の課題作品は、その時点では未公表なので、掲示するためには子どもたちの了解を得る必要があります。公表の予定がある場合には、課題の制作を指示する際に、あらかじめ公表の方法などについて予告しておくこともひとつの方法です。

観察日記に貼るために図鑑の写真をコピーすることも複製に当たりますが、授業の過程で必要なものと考えられるため、写真の作者の了解を得る必要はありません（なお、観察日記の掲示に伴って図鑑の写真のコピーを掲示することになりますが、コピーした物には展示権がありませんので、掲示することについても図鑑の写真の作者の了解を得る必要はありません。）。

インターネット上のホームページに掲載されている地図や図表も著作物であり、それをプリントアウトすることは複製に当たります。しかし、この場合についても授業の過程で必要なものと考えられるため、地図の作者の了解を得る必要はありません。

著作物の作者は、その作品をたくさんの人に見せたりするとき、作者の名前をどう表示するかを決める権利（氏名表示権）をもっています。

観察で細かいことに気づいたり、描き方を工夫したり、みんなとてもいい観察日記ができたね。図鑑やインターネットを調べたらいろんなことがわかったね。参考にした資料の名前や作者の名前も載せて、君たちに教えてくれた人に感謝しようね。





音楽の授業で

3学期のまとめとして、グループ別に生徒の好きな作品を合唱、合奏することになりました。

合奏や合唱を録音して、校内放送で流してもらえないかな？

演奏風景をデジタルビデオで撮って、学校のホームページに載せてもらおうよ。

今ヒットしてるあの曲をアンサンブルで演奏したいんだけど、誰か編曲してくれる？



教師のための解説

プロ用の演奏曲を生徒用に編曲することについては、音楽の授業の過程で必要な範囲として、無断で編曲、コピーすることができます。

この事例の場合、音楽の演奏自体は無断で行えます（なお、音楽の授業の中で演奏の上達の様子を比較させるためにその録音物を使用するという目的であれば、そのための録音は無断で行えますが、それを校内放送で流すために録音することまでは無断ではできません。）。

デジタルビデオでの撮影も音楽の複製になりますが、授業で使う場合は無断で行えます。ただし、それを学校のホームページに掲載することについては作者の了解が必要です。

音楽については様々な作品があり多様な方法によって使われるため、多くの権利をまとめて預かる団体（JASRACなど）があり、できるだけ簡便に了解が得られるような仕組みができています（このような団体については、文化庁ホームページで説明しています。）。

音楽の権利を預かっている団体があるので、今度それらの団体について調べてみよう。





図画工作の授業で

図画工作の作品制作で、壁飾りを作ることになりました。

図柄は子どもたちにデザインさせようと考えていましたが、人気アニメのキャラクターを描きたいという子どもがいます。

本の絵をそのまま写すんじゃなくて、ぼくが考えたポーズをとらせたドラえもんを描きたいんだけど…。



お店で買ったミッキーマウスのステッカーを貼りたいんだけど…。



教師のための解説

アニメのキャラクターも著作物です。日本の作品も外国の作品も同様です。そして、多少形を変えて描いたとしても、それが元のキャラクターと同一性があればコピーと同じことになりますので、本来は作者（著作権者）の了解を得ることが必要です。

ただし、授業の過程で使うためや個人的に使用するためにコピーする場合は、作者の了解を取る必要はありません。

また、市販のステッカーなどで、すでに作者の了解を得て正規に複製されたものを、そのまま貼り付けて使用することは著作権法上問題になりません。

人気キャラクターは、その作者が多くの子どもたちに喜んでもらおうと苦勞して創ったものだという事に気づかせましょう。

好きなキャラクターが自分の身の周りがあると楽しいね。
それを創ってくれた人のことを考えてみよう。
キャラクターとその作者の気持ちを大切にすることも必要だね。



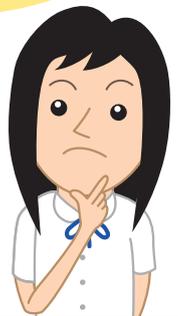
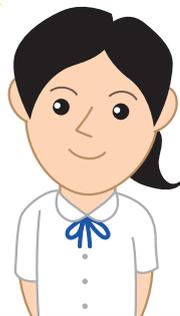
美術の授業で

美術の授業において、名画の模写を通じ、絵画の技法を体験させるとともに、絵のテーマとなっている時代背景について考えさせることにしました。

私は葛飾北斎の「富嶽三十六景」の中から選ぼうかな？

僕はアンディ・ウォーホルが描いたミュージシャンの肖像を模写しよう。

私はマリー・ローランサンの画風が好きなので、その雰囲気オリジナルの絵を描いてもいいのかしら？



教師のための解説

絵画を模写する場合、個人的な使用を目的とする場合や授業の過程で使用することを目的とする場合を除き、原則として、作者（著作権者）の了解を得ることが必要です。

しかし、そのような著作権には保護期間が定められており、それを経過すると、コピーなどをする場合でも著作権者の了解を得る必要はなくなります。

通常、作者の死後70年を経過したときに著作権は消滅しますので、ルネッサンス時代の絵画や江戸時代の浮世絵などについては自由に利用できます。

なお、「画風（ペインタッチ）」には権利がありませんので、〇〇風の技法で独自の絵を描くことには問題ありません。

なお、肖像画の場合、作者（画家）とは別に被写体の権利が問題となる場合があります。いわゆる「肖像権」について法律上明文の規定はありませんが、描かれている人物の財産的・人格的利益を傷つけないよう注意する必要があります。

芸術作品の多くは、過去の文化的財産の模倣から新たな価値を生み出している面があるね。
先人の遺産を大切にする意味を考えてみよう。



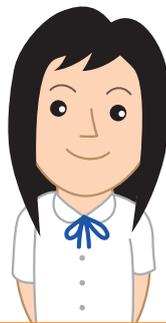
体育の授業で

チームを作ってダンスの発表をすることにしました。

私たちが振り付けを作って、それを踊れば、振付師とダンサーになるね。

あとで上手さを比べるために、ダンスをしているところをビデオに撮ろうよ。

テレビや舞台で見るダンスを踊りたいな。



教師のための解説

ダンスの振り付けも著作物です。

したがって、子どもたちが振り付けを創作すれば子どもたち自身が振り付けの著作者になります。その場合、振り付けの型が必ずしも紙などに書き記されている必要はありません。

生徒が創作したダンスの振り付けにしたがって自分たちが踊ることや、それを自分たちで録画することについては誰かほかの人の了解を得る必要はありません。

また、他人が創作した振り付けにしたがって、人に見せるために踊ることや、それを録画することについては、原則としてはその振付の作者から了解を得る必要がありますが、学校の授業における場合は、いずれも了解を得る必要はありません。

ただし、発表会の様子を録画し、学校のホームページに載せる場合などは、学校の授業における場合の範囲をこえるため、振り付けの作者や踊っている生徒に了解を得る必要があります。

言葉や音楽と同じように、ダンスで喜びや悲しみが表現できるんだね。
それはバレエなどだけじゃなくパントマイムも同じだよ。





技術・家庭・情報の授業で

インターネットを活用する授業で、どんな情報が見られるのか調べることにしました。

「学校教育OK」って
いうマークが付いて
るよ。これって何だ？



こちらは
「障害者OK」って
書いてある。



「コピーOK」という
のもあるよ。



教師のための解説

インターネット上の情報にもほとんどの場合著作権があります。

ただ、様々な情報が提供されているため、誰がどの部分の著作権をもっているのかが分かりにくくある著作物の複製について了解を得るにも手続きが煩雑になる可能性があります。

そこで、文化庁では、ある著作物について、一定の範囲（利用者や利用方法の条件）であればその著作物を自由に使ってもよいという著作権者の意思を、あらかじめその著作物に表示しておくことによって、個別に了解を得る手続きを簡便にするシステムを策定しました。

具体的には「コピーOK」、「障害者OK」、「学校教育OK」の3種類があります。

このマークに関する詳しい情報については、文化庁のホームページに「自由利用マークについて」を解説した記事等を掲載していますので、ぜひ参考にしてください。

(<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>)

インターネット上の情報に限らず、このような方法で著作権者の意思が表示されていれば、その著作物を利用しようとする人にとって、便利で安心です。

著作権を大切にするためには、作者と利用者の両方が、
いろいろな工夫や努力をしていくことが必要だね。



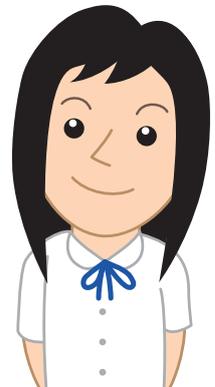
家庭の授業で

家庭科の調理実習で、味、栄養価、盛り付けなどをグループ別に競うことにしました。

オリジナルでもいいけど、料理の本のレシピから
選んでもいいよ。



「創作料理」って
書いてあるけど
マネしてもいいの
かな？



教師のための解説

料理の本などに書かれている調理方法の解説は著作物であり、その「文章やイラスト、写真の表現」が保護されているので、その表現をコピーなどにより利用する場合には著作権が関係してきますが、その解説に沿って料理を作ることは、著作権とは関係なく、作者の了解を得る必要はありません。

型紙に沿って衣服を作ること、ルールブックに従ってゲームをすることなども同様です。

料理の作り方に法律上の権利があると、家庭での三度三度の食事にも誰かの許可をもらうようなことになりかねないので、そのような権利はないんだね。

でも、インスタント・ラーメンの製造法など特に新しいアイデアなら、特許をとれることもあるよ。新しいものを創作することの苦労や努力についても考えてみよう。





道徳の授業で

地域の青少年健全育成団体、老人クラブ、福祉ボランティア団体に所属する人をゲスト講師として招き、担任が司会者となって、「明るいまちづくり」をテーマにしたクラス・パネルディスカッションを行いました。パネラーからは体験談など有意義な話が聞け、生徒との意見交換も活発に行われました。

指導の記録とするため、あらかじめ講師の了解を得てパネルディスカッションの様子をビデオ録画していたのですが、教頭から、PTAの研修会でもそのビデオを教材として上映してはどうかという提案がありました。

こんなにいい話はもっと多くの人にも聞いてほしいですね。

ぼくも写ってるんでしょ？

あの話、もう一回聞きたいね。

録画の了解はあらかじめ取っておいたので、大丈夫かな？

教師のための解説

パネルディスカッションなどでのスピーチや討論なども著作物です。また、質疑応答についても多くは著作物と考えてよいでしょう。

指導の記録とするために事前に録画の了解は得ていても、当初予定していた目的をこえ、多くの人に見てもらうならば、当初の録画の了解の条件と異なることとなりますので改めてそのような利用について了解を得ることが必要です（なお、その録画物を上映することについても原則として了解が必要なので、録画の了解を得る際にあわせて上映の了解を得るようにすべきですが、この事例の場合、録画の了解が得られれば、その上映については非営利・無料で行われるので了解を得る必要はありません。）。

地域の人たちのいい話は心が温くなるね。
それをさらに広め分かち合うときに、お互いの気持ちや言葉を大切に
しあうことは、文化や権利を大切にすることになるんだね。



学校の決まりについて話し合い、話し合った内容を記録にとることにしました。
そして、学年の終わりに、考えが変わったかどうかもう一度話し合うことにしました。

発表した意見には
発言した人の名前も
付けて記録するの？

発表した意見は正しく
記録しておいてね。

話し合いの記録を
プリントにして他の
クラスでも考えて
もらおうよ。



教師のための解説

学級活動やホームルーム活動などの会議での発言も多くは著作物です。

したがって、会議録を作成(複製)することについては、あらかじめ発言者全員の了解を得ておく必要があります(会議録作成のためにテープに録音することも同様です。)

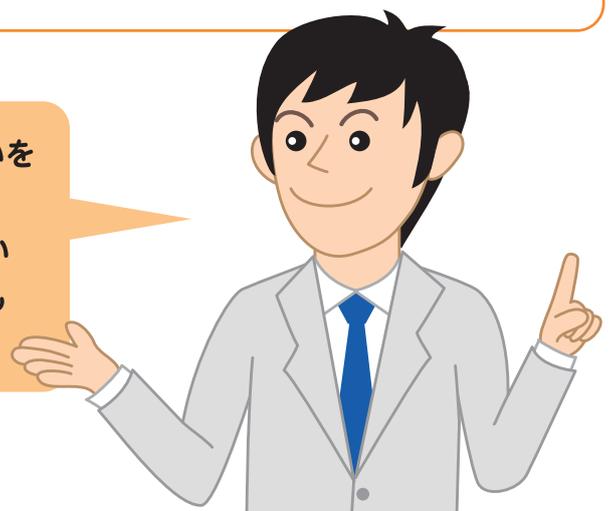
また、その会議録をさらにプリントにすることについても、あらかじめ(又はプリントにする必要が生じた時点で)了解を得る必要があります。

発言者(著作者)には、発言者の氏名を付すかどうかについて決める権利(氏名表示権)が認められますので、氏名を付すかどうかについて、意思を確認しておく必要があります(会議録などの場合には、あらかじめルールを決めておくとい良いでしょう。)

発言者(著作者)には、その表現をむやみに変更されない権利(同一性保持権)が認められますので、その表現を発言者(著作者)の意思に反して変更することはできません。ただし、著作物の性質や利用方法に照らしてやむを得ないと認められる場合には改変も可能であり、会議録などの場合には、発言の趣旨を変更しない限り省略等が認められます。

みんなが考えて発表したことを記録する場合には、その思いを正しく残しておく必要があるね。

また、学年末になればそれぞれの考えが変わるかもしれないから、プリントにして他のクラスの友達に配ることについてもみんなで考えてみよう。





特別活動(学校行事)で①

今年の文化祭で、演劇部が木下順二作「夕鶴」を上演しようと考えています。

学校行事のような非営利の催しで、観客から観覧料を取らず、演劇部員に出演料が払われないような場合には、脚本の上演について作者(著作権者)の了解を得る必要はないんだよ。



じゃあ、この際、少しコミカルな平成版のお芝居にアレンジしちゃっていいですか？



教師のための解説

非営利・無料・無報酬の三つの要件を満たす場合には、脚本家から上演の了解を得る必要はありません。

しかし、それは脚本をそのまま演じる場合についてです。たとえば悲劇を喜劇に変えるような、作者の意図に反する改変の場合には脚本家の了解を得ることが必要になります。場合によっては作者の人格を傷つけることにもなりかねないので注意しましょう。

脚本の上演のほか、文化祭や音楽発表会で、ブラスバンド部の演奏や各クラスの合唱により音楽の演奏を行う場合でも、非営利・無料・無報酬であれば作者から演奏の了解を得る必要はありません。

芸術を鑑賞する機会に、作者の権利について考えてみましょう。

時代を経ても親しまれるいい作品は、作者の思いを考えながら大切に使いたいものですね。



特別活動(学校行事)で②

運動会で、競技の雰囲気盛り上げるためにBGMとしていろいろな音楽を流します。
また、応援を明るく華やかにするために旗や看板に人気キャラクターの絵を描きます。

チームごとにマンガのキャラクターを決めて旗や看板に絵を描こうよ。チームの団結が強くなるよ。

運動会で使ういろんな音楽をテープやMDに編集しておくとお便利じゃないかな。

キャラクターのお面や着ぐるみを作って応援団が着たり付けたりすると、盛り上がるんじゃないかな。

先生、今、流行っているあの曲を入場行進曲に使ってよ。

リレーのときは絶対この曲が盛り上がるね。

その曲なら家にCDがあるから持ってくるよ。

教師のための解説

CDなどの録音物を使って学校の放送室や運動会用の特設施設から競技のBGMを流すことは音楽の演奏に当たります(校内放送といいますが、著作権法上の有線放送ではありません。)

学校の運動会の場合、この演奏については一般的には非営利・無料・無報酬で行われますので、作詞家・作曲家(著作権者)の了解を得る必要はありません。

旗や看板にマンガやアニメのキャラクターを描いたり、キャラクターを使ってお面や着ぐるみを作ることはその絵の複製に当たりますが、学校教育では、授業の過程で教師や子どもたちが複製する場合、著作権者の了解を得る必要はありません。この事例の場合も、運動会は授業の過程に該当するため、キャラクターの作者に了解を得る必要はありませんが、運動会の終了後も作成したものを恒常的に掲示するなど当初の目的をこえて使用するような場合には作者の了解が必要です。

運動会のBGMにはできるだけ学校にあるCDを使って盛り上げるようにするけど、これというお勧めの曲があれば教えてね。「事前に曲をコピーしておくとお便利だ」というアイディアはよく思いついたね。だけど、もしCDなどから録音する行為が誰でも自由にできるということになったら、誰もCDを買わなくなってしまうかもしれないね。そのほかにどんな問題が起きるかについて、今度考えてみよう。

マンガやアニメのキャラクターを応援グッズに使うときっと楽しくなるね。どんな形で使われるのかはマンガ家の人たちも気になるだろうから、連絡をとって了解してもらう必要があるね。作者の了解をもらってキャラクターを使う方法もあるけど、みんなのオリジナルキャラクターを創って発表するのもいいんじゃないかな?





特別活動(生徒会活動)で

生徒会の放送委員会が、昼休みの校内放送で新学期から音楽を流すことにしました。

ラジオのディスク・
ジョッキーみたいで
かっこいいね。

リクエストして
もらおうとみんな
聞くんじゃない
かな？

はやってる曲を
毎週ベスト10
みたいに流そうよ。

季節感のある
音楽を選んだ
ほうがいいん
じゃない？



教師のための解説

放送局が、同時に多数の人が受信できるように映像や音楽を流す(公衆送信)場合は作者から了解を得なければなりません。校内放送のように、CDなどを再生する放送室と同じ建物にある教室で音楽が聞かれるような形態の場合、公衆送信ではなく演奏として考えます。この事例では非営利・無料の演奏ですから、作者(著作権者)の了解を得る必要はありません。

ただし、昼休みのお楽しみ番組用にCDからテープなどに編集することについては、音楽などの複製にあたり、また、授業の過程での使用や個人的な使用のための複製ではないため、作者の了解が必要になります。

楽しい昼休みにするために音楽を流すことはいいね。
みんなに紹介したい曲があれば、学校にあるCDだけでなく、
家から持ってきてもいいよ。
だけど、みんなで聞くことになるんだからコピーはだめだよ。
放送委員会では、今度、放送局の人たちがどんな仕事をして
いるか調べてみていいね。





総合的な学習の時間で①

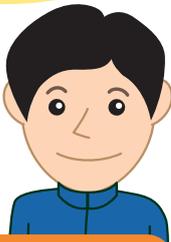
古くから伝えられている踊り、まちを支えている交通や産業、子どもの遊び、土地の言葉などを題材に、まちの発展・変化の状況を調べ、その結果を地域の人たちに発表することにしました。

お話を聞いたときに
写した写真をプリント
にコピーしてみんな
に配っちゃおうかな？

市役所で調べた人口、
面積、お店の数とかの
データはそのまま
使っているのかな？

調べたまとめを学校の
ホームページに載せて
もらおうよ。

保存会の人たちが踊って
くれたのをビデオで撮影
したんだけど、みんなに
見てもらいたいなあ。



教師のための解説

人口や面積などのデータ(客観的な事実)は著作物ではないので、誰かに了解を得る必要はありません。

踊りをビデオに撮った場合、撮影した人がその映像の権利をもつこととなりますので、その人の判断でそのビデオを多くの人に見てもらうことは問題ありません。

ただし、他人の著作物がビデオ映像の中に含まれている場合には、その人の了解を得る必要があります。この事例の場合、振り付けを録画したこととなりますが、昔から伝えられているものであれば権利が消滅している場合もあります。

また、踊ってくれた保存会の人には踊っている姿を無断で録画されない権利(実演家としての権利のひとつ)がありますので、みんなに見てもらうために録画することについて了解を得ておきましょう。

地域の人たちに学習成果を見てもらうためにビデオ上映することは、非営利・無料であれば、関係する権利者の了解を得る必要はありません。

調べ学習の成果を学校のホームページで発表しようとする場合、そのまとめの中に他人の文章やイラスト、写真等が含まれていれば、引用として許される場合を除き、複製や公衆送信についてそれらの作者(著作権者)の了解を得ておく必要があります。

スナップ写真を使う場合、被写体が人間の場合は注意が必要です。人間には自分の姿を他人に無断で使われないという、いわゆる「肖像権」が判例で認められていますので、それを多くの人に配るときには写っている人の了解も得ておきましょう。

みんなが調べた内容はいろんな方法で発表できるね。
調べたときに協力してくれた人には、成果とその使い方を説明してきちんと感謝の思いを伝えよう。役立つ資料にはそれを作った人にも感謝しよう。
インターネットは世界中の人が見ることができるので、どんな内容をどのように載せるかについて注意が必要だね。





総合的な学習の時間で②

まちの産業を調べるため、工場見学に行き、そこで働いている人に話を聞きました。

また、市役所に行き、農業生産高、漁獲高、商店の数等の産業データが掲載されている年報資料をもらいました。

これらの調査結果を新聞のように編集して、保護者や地域の人たち、取材に協力してくれた人たちに配布しようと考えています。

データは著作物じゃないはずだから、このきれいなグラフをコピーしちゃうか。

年報資料にちょんまげを結っている人の写真があるよ。これは昔のこのまちの様子だね。

読みやすいようにするにはどんなふうにならうかな？

工場で部品の片づけを手伝ったんだけど、お礼の手紙がきたよ。これも載せようよ。



教師のための解説

データ自体は著作物ではありませんが、それをグラフ化したものは図形の著作物に当たる場合があります。それをコピーする場合、原則として作者の了解が必要ですが、このケースは授業の過程で必要な範囲と考えられますので、了解を得る必要はありません。

工場の人の手紙も著作物です。手紙のようなものを新聞に載せるときには、公表してよいかということと複製してよいかということについて了解を得る必要があります。

本物のちょんまげを結った人が写っているような古い写真は、保護期間が経過して権利が消滅している場合があります（写真の保護期間は作者の死後70年後までですが、以前の法律ではさらに短い期間であったため、既に権利がなくなっているものも多々あります。）。

これらの素材を編集した人には、素材の著作権とは別に、編集物の著作権が生まれます。

新聞を作ってみると、写真、グラフ、解説などたくさんの作品が含まれていることがわかるだろう？取材をする苦労だけでなく、それらをわかりやすく並べたり、必要な情報を選んだりすることにも知恵を使うね。新聞を作ると君たちも立派な編集者だ。編集者の人たちは、読者のことや、取材に協力してくれた人、資料として使ったものを作ってくれた人たちのことを考えながら新聞を作っているんだね。





夏休みの課題提出で

今年の夏休みの宿題は、絵日記、読書感想文、水彩画でした。
旅行や体験的活動など子どもたちの思いがよく表現された作品が提出されました。

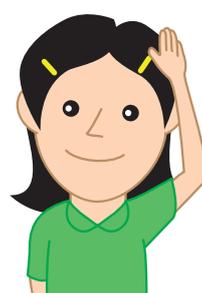
みんなの作品はどれもよくできているね。作品のうちいくつかを
学級だよりに載せて、おうちの人たちにも見てもらっていいかな？

絵日記にはお兄ちゃん
のことを書いてるから、
みんなに見られると
まずいなあ。

先生、ぼく、失敗しちゃった
んで次の絵にしてほしい
んだけど…。

私の読んだ本をみんな
にも読んでほしいので、
ぜひ載せてください。

きれいに載せて
ほしいな。



教師のための解説

絵や文章を書いた人には、それをむやみに変更されない権利（同一性保持権）、多くの人に見せるか見せないかを決める権利（公表権）があります。

夏休みの課題は、長期休業中の学習成果を教師に報告するもので、必ずしも多くの人に見せることは想定されていません。

したがって、子どもたちの作品をプリントに印刷して各家庭に配布するような場合には、了解を得る必要があります。

今回は載せてもいいという人の作品を載せよう。
著作者であるみんなの気持ちを大切にしないといけないね。



著作権者の了解なしに利用できる場合

私的使用のための複製(第30条)

個人的に又は家庭内などの限られた範囲内で、仕事以外の目的で、使用する本人が複製する場合の例外規定です。(仕事に関連する場合には、下記の例外規定が適用されることもあります。)

(具体例)

- テレビで放送される映画を自分で楽しむためにダビングする場合
- インターネットでみつけたきれいな写真を自分で楽しむためにパソコンに保存する場合

「引用」のための複製(第32条)

発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合の例外規定です。

(具体例)

- 先生が、研究会の発表資料を作る際に、指導の成果を解説するための素材として子どもたちの読書感想文の一節を「引用」して使う場合
- 地域産業の歴史について調べている子どもたちが、自分の考えを記述するにあたり、博物館のホームページから入手した郷土の歴史の文章の一部分を「引用」し、自らの考えを補強する場合
- ある画家の一生を取り上げた美術部の生徒が、発表資料を作る際に、表現技法の解説のため何点かの作品を「引用」して使う場合

教育機関でのコピー(第35条第1項)

先生や子どもたちが、授業で教材として使うために他人の作品をコピーして配布する場合の例外規定です。

(具体例)

- 先生が授業で使用するために、小説などをコピーして子どもたちに配布する場合
- 子どもたちが、「調べ学習」のために、新聞記事をコピーして、他の子どもたちに配布する場合

教育機関での送信(第35条第2項)

遠隔の会場を繋いで同時中継で授業を行う場合に、一方の会場で利用される他人の作品を使用した教材を他方の会場へ送信する場合の例外規定です。

(具体例)

- 一方の会場において、先生がコピーして配付した教材を他方の会場に向け、送信する場合

(参考) 教育の情報化等を推進するための著作権法の改正について

上記の同時中継の遠隔授業以外で公衆送信を行う場合、現在は原則として個別に権利者から個別に許諾が必要ですが、著作権法の改正により、今後は文化庁長官が指定する「指定管理団体」に補償金を支払うことで権利者の許諾なく行うことができるようになります。

(著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)は平成30年5月25日に公布されました。今後、公布の日から起算して3年を越えない範囲内において政令で定める日から施行される予定です。)

(具体例)

- 対面授業の予習・復習用の資料を先生が子どもたちにメールで送信する場合
- スタジオ型の配信授業を行う場合
- オンデマンド授業で先生が講義映像や資料を子どもたちに送信する場合

試験問題としての複製や送信(第36条)

試験又は検定のために、他人の作品を使った入学試験問題をコピーし配布する場合及び当該試験問題をインターネットなどで送信する場合の例外規定です。

(具体例)

- 小説や社説などを用いた試験問題を出題する場合
- 小説や社説などを用いた試験問題をインターネットなどによって送信して出題する場合

非営利・無料の場合の上演等(第38条第1項)

学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・口述(朗読等)・上映する場合の例外規定です。

(具体例)

- 文化祭などで、ブラスバンド部の演奏や演劇を行う場合

著作権関係団体一覧

電子メールや電話で問い合わせをするときは…

- ① ホームページにFAQ(解説)やQ&A、など情報はないか確認して下さい。
- ② 相談・質問事項をまとめてから聞くようにして下さい。
- ③ 相談先の業務に支障を及ぼさないよう、マナーやエチケットを心がけて下さい。

一般相談

(公社)著作権情報センター(CRIC)

TEL 03-5333-0393 (著作権テレホンガイド)

URL <http://www.cric.or.jp>

※著作権制度全般に関する質問や、著作物の利用に関する相談に応じています。

※受付時間10:00~12:00 13:00~16:00 (土日、祝日、当センターの休業日を除く)

コンピュータプログラム

(一社)コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)

TEL 03-5976-5175

URL <http://www2.accs.jp.or.jp>

(一財)ソフトウェア情報センター(SOFTIC)

TEL 03-3437-3071

URL <http://www.softic.or.jp>

文芸

(公社)日本文藝家協会

TEL 03-3265-9658

URL <http://www.bungeika.or.jp>

脚本

(協)日本脚本家連盟

TEL 03-3401-2304

URL <http://www.writersguild.or.jp/wgj>

(協)日本シナリオ作家協会

TEL 03-3584-1901

URL <http://www.j-writersguild.org/>

実演

(公社)日本芸能実演家団体協議会(芸団協)実演家著作隣接権センター(CPRA)

TEL 03-5353-6600

URL <http://www.cpra.jp/>

文献複写

(公社)日本複製権センター(JRRC)

TEL 03-3401-2382

URL <http://www.jrrc.or.jp>

書籍・出版

(一社)日本書籍出版協会 (JBPA)

TEL 03-6273-7061

URL <http://www.jbpa.or.jp>

音楽

(一社)日本音楽著作権協会 (JASRAC)

TEL 03-3481-2121

URL <http://www.jasrac.or.jp>

(一社)日本レコード協会 (RIAJ)

TEL 03-5575-1301

URL <http://www.riaj.or.jp>

(一社)日本楽譜出版協会 (JAMP)

TEL 03-3257-8797

URL <http://www.j-gakufu.com>

放送

日本放送協会 (NHK)

TEL 0570-066-066

URL <http://www.nhk.or.jp/>

(一社)日本民間放送連盟 (JBA)

TEL 03-5213-7711

URL <http://www.j-ba.or.jp>

私的録音

(一社)私的録音補償金管理協会 (sarah)

TEL 03-6205-4701

URL <http://www.sarah.or.jp>

ビデオ・映画

(一社)日本映像ソフト協会(JVA)

TEL 03-3542-4433

URL <http://www.jva-net.or.jp>

(一社)日本映画製作者連盟

TEL 03-3243-9100

URL <http://www.eiren.org>

日本国際映画著作権協会(JIMCA)

TEL 03-3265-1401

URL <http://www.jimca.co.jp>

美術

(一社)日本美術家連盟

TEL 03-3542-2581

URL <http://www.jaa-iaa.or.jp>

(一社)日本写真著作権協会(JPCA)

TEL 03-3221-6655

URL <http://www.jpca.gr.jp>

(公社)日本グラフィックデザイナー協会(JAGDA)

TEL 03-5770-7509

URL <http://www.jagda.or.jp>

(一社)日本児童出版美術家連盟

TEL 03-3354-2022

URL <http://www.dobiren.org>

(一社)東京イラストレーターズ・ソサエティ(TIS)

TEL 03-6805-1083

URL <http://www.tis-home.com>

お問い合わせ先

文化庁著作権課

TEL 03-5253-4111

URL <http://www.bunka.go.jp>

